★福祉セミナーのご紹介★

　那覇市では、『那覇市福祉のまちづくり条例』のもと、那覇市内の小学生や事業者の方等を対象に福祉のまちづくりに対する理解を深め、福祉のまちづくりを推進する活動へ参加できるよう高齢者疑似体験や視覚に障がいのある方の手引きの仕方等を学ぶ『福祉』セミナーを実施しています。
　セミナーを通して、お年寄りや障がいのある方の気持ちやどんなお手伝いが出来るのかを考えるきっかけづくりをしています。

【セミナーの様子】

こころのバリアフリーで

みんなが笑顔のまちづくり

19号 福まちだより

那覇市では、すべての方が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう「福祉のまちづくり条例」のもと、「福祉のまちづくり（福まち）」や「心のバリアフリー」を推進する取り組みを行っております。

【今号のテーマ】
★令和６年４月から
　『障害者差別解消法』が変わります！
★福祉セミナーのご紹介

発行元　那覇市福祉政策課　TEL 862-9002　FAX　862-0383

ご存知ですか？

障害者差別解消法が変わります！

令和６年４月から・・・
障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

ポイント
『障害者差別解消法』では・・・
事業者、行政機関等に対し、障がいを理由とする**不当な差別的取扱い**を禁止し、障がいのある方から申出があった場合に**合理的配慮の提供**を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

◎詳しく知りたい方は・・・

内閣府　障害者差別解消　検索

合理的配慮の提供

障がいのある方は、社会の中にあるバリアによって、生活しづらい場合があります。必要な手助けを求められたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

【合理的配慮には対話が重要です！】
合理的配慮は、障がいのある方もない方も同じようにできる状況を整えることが目的です。必要な対応について、障がいのある方と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。

◎もっと、詳しく知りたい方は・・・

内閣府　合理的配慮サーチ　検索

合理的配慮の具体例

～車いす使用者～

- 車いすの方などが利用しやすいように、店舗の出入り口にスロープを設置するなどして段差を解消する工夫をしましょう。
- 店舗内を車いすの方などが移動しやすいように、通路の幅を広くするなどレイアウトの工夫をしましょう。
- 車いすの方でも商品に手が届きやすいように、陳列棚の高さなどを工夫したり、要望を聞いて手渡ししたりしましょう。

～目の不自由な方～

- 驚かせることのないように正面から「私は〇〇ですが、何かお手伝いしましょうか？」と声をかけましょう。
- 視覚に障害のある方へは、「こちら」「あちら」など指示語ではなく「30 センチ右」「2 歩前」というように位置関係を分かりやすく伝えましょう。
- 資料を拡大文字や点字によって作成したり、資料の内容を読み上げて伝えたりしましょう。

～聴覚に障がいのある方～

- 筆談、手話、コミュニケーションボードなどの目で見て分かる方法を用いて意思疎通を行いましょう。
- 字幕や手話などの見やすさを考慮して座席配置を決めましょう。
- 窓口で順番を知らせるときには、アナウンスだけでなく身振りなどによっても伝えましょう。

障がいのある方への必要な手助けを　よろしくお願いします

【参考資料】内閣府「障害者差別解消法リーフレット」
内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」